



沖縄県後期高齢者医療広域連合告示第6号

平成19年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年4月18日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知念 恒男



記

1 日 時 平成19年4月27日

2 場 所 うるま市石川庁舎議会議場

3 付議事件

- (1) 議長の選挙について、
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 議席の指定について
- (4) 会期について
- (5) 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- (6) 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の制定について
- (7) 会議録署名議員の指名について
- (8) 沖縄県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意について
- (9) 沖縄県後期高齢者医療広域連合の識見を有する監査委員の選任同意について
- (10) 沖縄県後期高齢者医療広域連合議員選出の監査委員選任同意について
- (11) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合公告式条例)
- (12) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例)
- (13) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例)
- (14) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)
- (15) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数を定める条例)

- (16) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合監査委員条例)
- (17) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償に関する条例)
- (18) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例)
- (19) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例)
- (20) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
- (21) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例)
- (22) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例)
- (23) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例)
- (24) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例)
- (25) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例)
- (26) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の退職手当に関する条例)
- (27) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)
- (28) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例)
- (29) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(沖縄県後期高齢者医療広域連合指定金融機関等の指定について)
- (30) 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について)
- (31) 議案第1号 沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- (32) 議案第2号 沖縄県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例の一部を改正する条例について
- (33) 議案第3号 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇

に関する条例を一部改正する条例について

- (注) 1 臨時議会の開会中に緊急を要する事件があるときは、告示を要せず直ちに議案を提出することができる（地方自治法第102条第5項）
- 2 緊急事件以外の事件は、議会招集日までにあらかじめ告示しなければならない（地方自治法第102条第4項）。
- 3 付議すべき事件とは、選挙決定又は議決のいずれの形式をとることを問わず議会の意思決定に付すべき事件をさす。
なお、付議すべき事件に該当する限り招集日前に発案予定の事件及び開会中に提出された請願、陳情についても、長があらかじめ告示して臨時会を招集することは差し支えない。
- 4 正、副議長の選挙及び常任委員の選任、会議規則、委員会条例の改正等議会の組織として、会議進行上の前提となるものについては、告示しなくても選挙及び審議することができるが告示しても差し支えない。